

2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

(1) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善

【施策番号12】

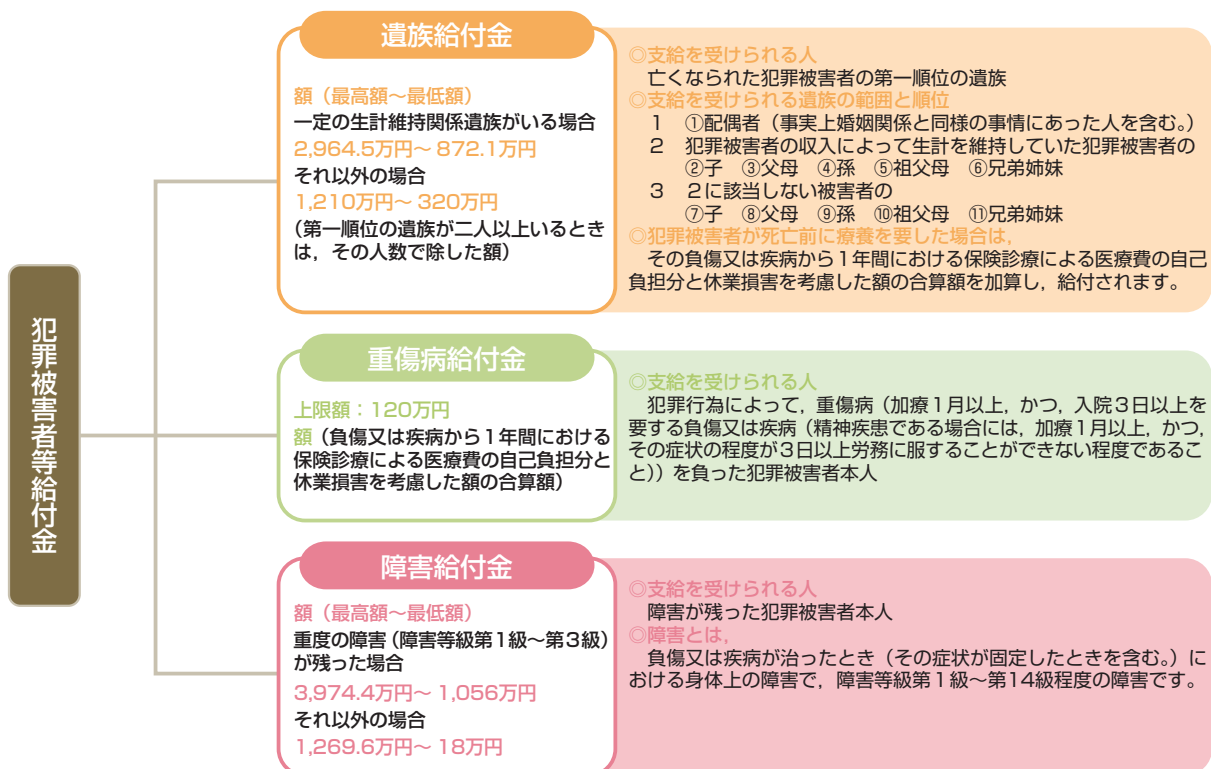
犯罪被害給付制度（以下「犯給制度」という。）とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた犯罪被害者等に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものである。

この制度については、平成18年4月、重傷病給付金の支給要件の緩和や支給対象期間の延長等を行うとともに、親族間の犯罪における支給制限を緩和し、20年7月には、大規模な法令改正により、生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金及び重度後遺障害者（障害等級1～3級）に対する障害給付金の引上げ等を行った。また、21年10月、親族犯の犯罪のうち、配偶者からの暴力事案について特

に必要と認められる場合には、全額支給ができるように特例規定の見直しを行った。さらに、26年11月には、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」取りまとめの提言を受け（P37【施策番号13】参照）、親族間犯罪に係る減額・不支給事由について見直しを行った（P38コラム7参照）。

警察庁では、都道府県警察に対して、パンフレット、ポスター、インターネット上のホームページ等を活用して犯給制度の周知徹底を図るとともに、犯給制度の対象となり得る犯罪被害者や遺族に対しては、犯給制度に関して有する権利や手続について十分な教示を行うよう指導している。また、犯給制度の事務担当者を対象とした会議を開催するなどして、迅速な裁定など運用面の改善を指導している。

犯罪被害給付制度



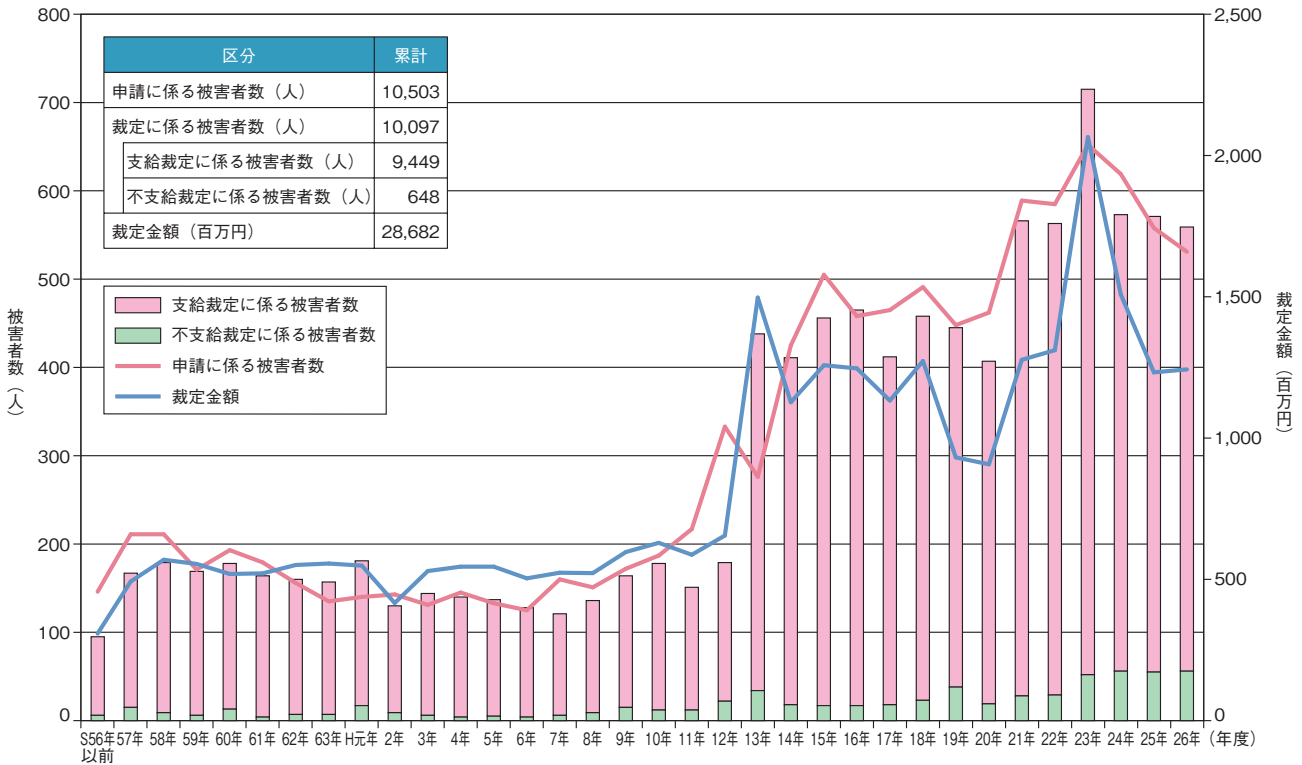
提供：警察庁

平成26年度における犯罪被害者等給付金の裁定金額は、約12億4,300万円となった。また、26年度の平均裁定期間（申請から裁定までに要した期間）は6.9月であった（第2次

基本計画が策定された22年度は7.4月）。

今後も、警察庁として都道府県警察に対して、犯給制度の周知徹底、迅速な裁定など運用面の改善を指導していく。

犯罪被害給付制度の運用状況



提供：警察庁

(2) 犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討

【施策番号13】

犯罪被害者等施策推進会議（以下「推進会議」という。）決定（平成23年3月25日）により、20年度に拡充された犯給制度の運用状況等を踏まえ、犯給制度の更なる拡充及び新たな補償制度の創設の要否、また犯給制度の拡充又は新制度創設を要するとした場合に、その内容に関して検討するために、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省及び国土交通省からなる検討会が開催された。

同検討会では、開催の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等からの生活状況等に関するヒアリング、平成20年度改正後の犯給制度の運用状況、要件が該当する場合に犯罪被害者等の経済的負担軽減に活用できる又は実際に活用さ

れている社会保障等の枠組み、海外での犯罪被害者等に対する経済的支援制度の現状確認や、全国犯罪被害者の会（あすの会）作成にかかる「犯罪被害者補償制度案要綱（生活保障型）第二版」に基づく新たな補償制度に関する提案等を踏まえて議論を重ね、26年1月に議論の経過及び提言について取りまとめを行った（<http://www8.cao.go.jp/hanzai/kuwashiku/suishin/kentokai/kyuhu/pdf/torimatome.pdf>）。

同取りまとめの中では、まず、犯給制度については、一定の場合の配偶者間暴力被害事案以外の親族間犯罪では原則不支給又は減額割合が3分の2までとされている点につき、全額支給又は減額割合を3分の1までとする特例の範囲を広げるべきとされたほか、親族間犯罪に係る犯罪被害者支援法及び犯罪被害

者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「犯罪被害者支援法施行規則」という。）の規定に関し、都道府県警察等の支援の現場への教育、周知が徹底されるべきとの提言がなされた。

また、重傷病給付金に関して、被害者の負担軽減を更に図るべき合理性が認められる実態があるか確認するため、現行制度について運用状況を更に詳細に調査すべきであること、さらに、全般の運用面として、本給付の迅速な裁定に努めていくべきであり、犯罪被害者等の要望を踏まえ、仮給付制度の一層の活用がなされるべきであるとの提言がなされた。

加えて、同検討会開催期間中に、複数の海外での邦人犯罪被害が社会の耳目を引いたことも踏まえ、海外での犯罪被害者に対する経済的支援に関して、犯給制度の拡大適用の形ではないとしても、社会の連帯共助の精神にのっとり、何らかの経済的支援をスタートさせるべきとの提言がなされた。

海外での犯罪被害者のためには、経済的な支援の観点だけではなく、外務省（在外公

館）と、日本での当該被害者又はその家族の住所地における、既存の犯罪被害者支援体制との連携構築が必要であるとの提言もなされた。

そのほか、同検討会では、ヒアリング等において犯罪被害者が保険診療を断られるケースが見受けられるとの言及がなされたことを踏まえ、犯罪被害者である被保険者が保険診療を求めた場合については、現行制度上加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず保険給付が行われることになっている旨の保険者及び医療機関への周知が、改めて徹底されるべきであることと、これにあわせて、支援の現場に対しても、各種研修等を通じて、同様の趣旨が改めて周知されるべきであること、さらに、引き続き、内閣府においては、市町村に対し、犯罪被害者等に対して適切な情報提供を行う総合的な対応窓口の設置促進を働き掛けることが提言された。

以上の取りまとめの内容は、同年3月に開催された推進会議に報告され、同会議において、今後、同取りまとめに従った施策を推進していくことが決定された。

コラム7

犯罪被害者支援法施行規則の改正

1 改正の背景

平成26年1月、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」（同検討会についてはP37【施策番号13】参照）が取りまとめた提言等を踏まえ、犯罪被害者支援法施行規則を改正した（平成26年11月1日施行）。

2 改正の内容

- (1) 犯罪被害者等と加害者との間に兄弟姉妹の関係がある場合に係る不支給事由の見直し
犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者等と加害者との間に兄弟姉妹に該当する親族関係があったときは、別居・同居の別を問わず給付金が原則不支給となっていたところ、当該兄弟姉妹が同居していた場合に限り、給付金を支給しないこととした。
- (2) 児童虐待等と認められる親族間犯罪の場合における特例規定の見直し
ア 給付金が原則不支給となる規則第2条に掲げる親族間（夫婦、直系血族及び同居の兄弟姉妹）

イ 給付金が原則3分の2減額となる規則第3条に掲げる親族間（ア以外の3親等内親族）

の犯罪行為について、給付金を不支給・減額とすることが社会通念上適切でないと認められる特段の事情がある場合であって、当該犯罪行為が、

- 児童虐待防止法に定める児童虐待
- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に定める高齢者虐待
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に定める障害者虐待

に該当すると認められるとき等は、給付金を最高で全額支給できることとした。

(3) カウンセリング等心理療法の費用の公費負担についての検討

【施策番号14】

有識者並びに内閣府，警察庁，法務省，文部科学省及び厚生労働省からなる「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」は、平成25年1月、最終取りまとめ（http://www8.cao.go.jp/hanzai/kuwashiku/suishin/kentokai/mental/pdf/saisyuu_torimatome.pdf）において、警察内部有資格者等によって提供されるカウンセリング等、既存の公的機関・制度において提供されている心理的支援について、これらを実施する人材の育成等が図られ、犯罪被害者がその地域を問わず一層充実した心理療法・カウンセリングが受けられるようになるための措置が執られるべきであるとの提言を行った。

また、公費負担制度の対象として相当と認められる心理療法・カウンセリングの範囲を、心理療法・カウンセリングの必要性を判断する者、心理療法・カウンセリングの類型

及び心理療法・カウンセリングの実施者等の観点から明らかにするための研究会が設置され、その研究に基づき、公費負担制度が導入されることを期待すると提言した。

同提言内容については、同年3月に開催された犯罪被害者等施策推進会議において、これに従った施策の実施の推進が決定された。

これを受けて、警察庁では、「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」を開催した（下記コラム8参照）。

また、日本司法支援センターは、損害賠償命令申立対象犯罪の被害者等について、平成26年4月から、当該被害者等が、民事法律扶助制度を利用して弁護士に事件処理を委任した場合、当該弁護士との打合せに同席したカウンセラーの費用も、立替援助の対象とした。

そのほか、犯罪被害者等がその地域を問わず一層充実した心理療法・カウンセリングが受けられるようになるための措置については、P48【施策番号45】、【施策番号46】、P51【施策番号61】参照。

コラム8

犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会

第2次基本計画に基づき開催された有識者検討会（犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会）の提言を受け、警察庁において、平成26年3月から、6人の部外有

識者による「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」が計5回開催された。同研究会は、精神的被害を受けた犯罪被害者等が心理療法等を受ける際の自己負担の各種軽減方策を検討した上で、27年4月に、

- 一部の都県で運用されているカウンセリング費用の公費負担制度を国の支援・関与の下で全国展開していくことが望ましいこと
 - 同制度の導入と並行して同制度の周知や、心理療法等の実施者となる医師や心理職の養成を強化することを期待すること
- などを内容とする「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」(<http://www.npa.go.jp/higaisya/study/kaifuku/houkoku/shien-report.pdf>)を取りまとめた。

(4) 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進

【施策番号15】

内閣府においては、地方公共団体に対して、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等を通じ、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請している。また、既に制度を導入している地方公共団体及びその制度概要は、犯罪被害者白書や内閣府犯罪被害者等施策ホームページにおいて掲載している（P244資料10-5参照）。

平成27年4月1日現在で、犯罪被害者等を対象とし得る見舞金の制度を導入しているのは、2政令指定都市、99市町村、貸付金の制度を導入しているのは、2県、7市区町であり、前年と比較して、3市町村が見舞金制度を新たに導入している。

(5) 生活保護制度における犯罪被害者等給付金の収入認定除外についての検討

【施策番号16】

厚生労働省においては、生活保護受給者が犯罪被害者等給付金を受給した場合、自立更生のために当てられる額については収入認定しないこととしているほか、地方自治体から聴取した意見を踏まえ、犯罪被害者等特有の特別な事情が認められれば、裁判やカウンセリングに係る費用等は、収入認定から除外することが可能であることを地方自治体に通知している。

(6) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減

【施策番号17】

警察庁においては、平成18年度から、性犯罪被害者に対し、緊急避妊等に要する経費（初診料、診断書料、性感染等の検査費用及び人工妊娠中絶費用等を含む。）を公費で負担することにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っており、各都道府県警察においては、これら全ての項目を公費負担の対象としている（性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する経費（国庫補助金）：26年度73百万円、27年度78百万円）。

今後も、警察庁において引き続き予算措置を講じ、できる限り全国同水準の支援がなされるよう、都道府県警察に対して支援内容の充実を図るよう指導していくとともに、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯給制度の対象になることの周知も含め、本制度の適切な運用について指導していく。

また、性犯罪被害以外の身体犯被害についても、被害者の刑事手続における負担を軽減するため、犯罪被害に係る診断書料、死体検案書料、初診料の費用を公費により負担している（身体犯被害者の刑事手続における負担の軽減に要する経費（国庫補助金）：26年度45百万円、27年度45百万円）。

- 海上保安庁においても、犯罪被害に係る事件の立証上診断書又は死体検案書が必要とされる場合は、診断書等の取得に必要な作成費用を公費により負担している。また、捜査上の要請から行う事情聴取のため